○日本郵便株式会社法施行規則案 (郵便局株式会社法施行規則 (平成十九年総務省令第三十七号)の一部を改正する省令案) 新旧対照表

2 げる事項とする。 のに係るものとする。 いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるも 者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多 法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は のをいう。 中に保険期間が満了し、 する事務の代行 険期間内の一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするも 亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保 存中に一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものを いう。)のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集 したことにより、又は被保険者が死亡したことのほか被保険者の生 前二号に規定する保険契約に係る保険金の支払の請求の受理に関 保険窓口業務契約の期間、 養老保険(被保険者を一人とするものであって、 終身保険(被保険者を一人とするものであって、 保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項 )のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募 若しくはその期間の満了前に被保険者が死 更新及び解除に関する事項 被保険者の生存 被保険者が死亡 次に掲